

平成24年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社エンプラス  
代表者名 代表取締役社長 横田 大輔  
(コード番号 6961 東証第一部)  
問合せ先 取締役兼常務執行役員経営企画管理本部長  
酒井 崇  
(TEL. 048-253-3131)

### 当社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成21年4月28日開催の当社取締役会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」（以下「現行プラン」といいます。）の導入を決定し、同年6月26日開催の当社第48回定時株主総会において株主様の賛成多数によりご承認いただき、現行プランを継続してまいりました。

当社は、現行プランの有効期間が平成24年6月28日開催予定の第51回定時株主総会であることを受け、平成24年4月27日開催の当社取締役会におきまして、昨今の社会状況、経済情勢の変化を鑑み、現行プランについて一部改定した上で、現行プランを3年間更新することに関する議案を本定時株主総会に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下「本対応策」といいます。）。

本更新につきましては、当社監査役3名は、いずれも本更新の具体的運用が適正に行われることを前提として、本更新に賛成する旨の意見を述べております。

本更新に伴う現行プランからの変更点の概要は以下のとおりです。

- (1) 対抗措置の発動判断について、本対応策の手続を遵守しない場合を除き、株主総会により株主意思を確認することといたしました。
- (2) 当社取締役会が大量買付者に対して追加的に情報提供を求める期間の上限を60日とする旨、明記しました。
- (3) 近時の法改正その他関係法令の整備に伴う所要の修正及び文言の整理等を行いました。

また、平成24年3月31日現在の当社大株主の状況は別紙1のとおりですが、本日現在、当社株式等の大量買付行為に関する提案等は一切受けておりません。

## I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は証券取引所に上場されていることから、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概にこれを否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるか否かは株主の皆様ご意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかし、株式の大量買付提案の中には、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆様に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるものも想定されます。当社は、そのような提案に対して、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案をする者との交渉などを行う必要があると考えています。従いまして、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する恐れのある、不適切な大量買付提案及びこれに類するような行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

## II 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組み

#### (1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、「エンジニアリングプラスチックで培った先進技術をもとに、さらに最先端技術を追求し、創造的価値を世界市場に提供します。」という企業理念に基づいた企業活動を展開していくことにより、企業価値ひいては株主共同の利益が向上されるものと考えております。

当社グループは、昭和37年に設立された第一精工株式会社を前身とし、創業以来、金型製作から成形加工までの一貫生産を続けています。特に、エンジニアリングプラスチックの開発で培った微細加工技術や要素部品開発力を電子・自動車関連製品、光学、半導体、液晶関連の技術へと展開させ、当社グループの現在の事業基盤としております。

こうした事業基盤を持つ当社は、①エンジニアリングプラスチック部品の設計、加工、評価を含めたトータルな生産技術力、②エンブラ、光学、半導体など多様な事業展開を可能にする開発力、③グローバルでの顧客対応力、④強固な財務基盤、を強みとしております。

創業以来、当社は設計から加工、評価を含めた高い生産技術をもとに、金型製作から成形加工までの一貫生産を行い、お客様の高度なニーズに対応してまいりました。その地道な活動を継続してきたことが、当社の生産技術力さらには開発力の向上へとつながり、現在の幅広い事業領域への多角化を図れた要因となっております。こうした微細加工を可能とした生産技術力、開発力こそが当社の企業価値の源泉であると考えております。

また、当社グループは昭和50年に初めての海外拠点をシンガポールに設立して以来、グローバル展開を積極的に進めて参りました。これによって、世界中の幅広いお客様のニーズへの対応、お客様が求める最適生産拠点の提案などを行っております。このグループ全体のグローバルな対応力も、企業価値の源泉の一つとなっております。

さらに研究開発や設備投資を可能にする強固な財務基盤は、将来に向けた投資活動を活発にし、企業価値を向上させることができると考えております。

## (2) 企業価値向上のための取組み

近年、当社グループを取り巻く事業環境においては、東日本大震災によるサプライチェーンの混乱、欧州の経済不安等に伴う円高の進行、タイの洪水被害による主要顧客である自動車、電気機器メーカーの生産調整などにより厳しい経営環境に直面してきました。

こうしたなか、生産工場の統合、海外生産拠点の新たな立ち上げ、今後成長が見込まれる事業への積極的な展開など、将来の収益機会を取り込むべく諸施策を実施してきました。さらに、当社の事業基盤を構成する顧客基盤、ものづくり基盤、創造基盤、品質基盤のさらなる強化を図るとともに、これらの活動を可能にする財務基盤も強化することにより、ビジネスの拡大を進めてまいります。

具体的には、①エンプラ事業においては、グローバル生産体制強化による原価率の更なる低減、コスト競争力・スピード競争力・顧客提案力の強化、非日系ビジネスの拡大、新製品の創出、電子関連製品の成長市場であるアジア新興国の新規顧客獲得、自動車関連製品の拡販・シェアの拡大などを推進してまいります。

②半導体機器事業においては、海外調達の加速によるコスト競争力強化、急激な為替変動に備えた生産体制の構築、独自加工技術の研究開発推進、グローバルサービス体制の強化、主力製品の差別化、ロジックテスト分野の拡大を進めてまいります。

③オプト事業においては、LED用拡散レンズに主力製品がシフトし、今後は業界での確固たる地位の構築、更なる新規顧客への受注活動強化と量産対応、製品原価の低減を図ってまいります。光通信事業は新規顧客・新規案件獲得による事業規模の拡大、新機能・新製品の開発及び早期上市を目指しております。

④その他、金型技術においては、製作リードタイムの短縮に向けた仕組み改革、技術改革の実践、金型加工技術の開発、生産部門においては、国内での生産技術の開発、グローバルでの原価低減活動を引き続き推進してまいります。

当社は、以上のような諸施策を実行し、株主の皆様にはもちろんのこと、お客様、取引先、従業員、地域の関係者の皆様など全てのステークホルダーのご支援のもと、当社の企業価値ひいては株主共同の利益のさらなる向上を図ってまいります。

## (3) コーポレートガバナンスについて

当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと位置付け、経営の透明性の向上と監督機能の強化に積極的に取り組んでおります。

持続的な企業価値向上を追求するため、執行役員制度を導入し「経営」と「執行」の分離による経営監査機能の強化を図るとともに、業務執行の迅速化を図っております。

取締役会は、重要な戦略の立案、意思決定を行う経営機能を担っております。なお、取締役の経営責任を明確にするため、その任期は1年としております。

監査役会は、常勤監査役1名、東京証券取引所の定める独立性の基準を満たす社外監査役2名で構成しております。監査役は取締役会ほか重要な会議に出席し、客観的立場から助言、提言を行い、経営監視機能を果たすとともに、会計監査人及び内部監査担当者と連携することにより実効性の高い監

査を行っております。

当社では、今後もコーポレートガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進してまいります。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本対応策の導入の目的

本対応策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されるものです。

当社取締役会は、上記Ⅰに記載された基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する恐れのある、不適切な大量買付提案及びこれに類するような行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本対応策は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する株式の大量買付提案を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際には、当社取締役会が株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、当社取締役会からの代替案の提示や株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

#### 2. 本対応策の内容

##### (1) 本対応策に係る手続

##### ① 対象となる大量買付行為

本対応策は以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大量買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大量買付行為を行いまは行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)は、予め本対応策に定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本対応策において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応策において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」をいいます。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」をいいます。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」をいいます。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

## ② 買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、別途当社の定める書式により、本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。買付意向表明書には、以下の(i)から(iii)の内容について記載するものとし、買付意向表明書をはじめ、大量買付者から当社取締役会に対して提出していただく書面は日本語とします。

### (i) 大量買付者の概要等

- a. 氏名または名称及び住所または所在地
- b. 設立準拠法
- c. 代表者の役職及び氏名
- d. 国内連絡先
- e. 本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約

### (ii) 大量買付者が現に保有する当社の株式等の数及び買付意向表明書提出前60日間における大量買付者の当社株式等の取引状況

### (iii) 大量買付者が提案する大量買付行為の概要（大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社株式等の種類及び数、ならびに大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為後の当社の株式等の第三者への譲渡等、重要提案行為等<sup>8</sup> またはその他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に定義される「重要提案行為等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

## ③ 必要情報の提供

当社に買付意向表明書を提出した大量買付者には、以下の手順により、大量買付行為に対する株主のご判断のために必要かつ十分な情報を提出していただきます。まず、当社は、大量買付者から買付意向表明書を受領した日から10営業日<sup>9</sup>以内に、大量買付者から当初提出していただくべき情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリストを大量買付者に対して交付しますので、大量買付者は、本必要情報に従って十分な情報を当社に提出していただきます。また、情報リストに従い大量買付者から提供された情報では、大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。

この場合、最初の情報提供要請を大量買付者に対して行った日から起算して60日を上限として、大量買付者に対して情報提供を要請します。

なお、大量買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大量買付者及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大量買付行為の目的（「買付意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大量買付行為の対価の種類及び金額、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大量買付行為の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大量買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 大量買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の具体的内容
- (vii) 大量買付者が大量買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結もしくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大量買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大量買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会及びその他の当社に係る利害関係者への対応方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大量買付者から買付意向表明書を受領した旨、大量買付者に本必要情報を記載したリストを送付した旨及び大量買付者より本必要情報の提供が完了した事実について速やかに開示し、また、株主のご判断に必要であると認められる情報がある場合にも、適切と判断する時点で情報の全部または一部を開示いたします。

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

#### ④ 取締役会における評価期間

当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が完了した後、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、(i) 現金（円貨）のみを対価とする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間、または(ii) その他の大量買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による

評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。また、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了し、取締役会評価期間が開始された旨を大量買付者に通知するとともにその旨を開示いたします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家」といいます。）の助言を得ることができ、大量買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで大量買付行為を開始することができないものとします。

#### ⑤ 株主意思の確認手続

当社取締役会は、大量買付者が本対応策に定める手続を遵守した場合であって、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められ、かつ、対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合には、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。その際、当社は、対抗措置発動に係る株主総会を開催する旨等その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。株主総会を開催する際には、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することのできる株主は、当該基準日における最終の株主名簿に記載された株主とします。株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。当該株主総会で対抗措置を発動することが否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動せず、また株主総会の結果は、決議後適時適切に開示いたします。大量買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

#### ⑥ 対抗措置の発動の要件

##### (i) 大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しなかった場合

大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しなかった場合、当社取締役会は、当該大量買付者についての本対応策に定める手続違反を確認した上で、原則として、対抗措置を発動する旨の決議を行います。

##### (ii) 大量買付者が本対応策に定める手続を遵守している場合

大量買付者が本対応策に定める手続を遵守した場合、当社取締役会は、検討期間を設け、大量買付行為の内容等について評価検討を行うこととします。

(ア)当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断した場合

当社取締役会による評価検討の結果、当社取締役会が、大量買付行為について対抗措置発動の必要性・相当性がないと判断し、その旨の決議を行った場合には、決議の結果を公表するにとどめ、当社取締役会としては特段の措置はとりません。

(イ)当社取締役会が対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合

大量買付者が本対応策に定める手続を遵守している場合であっても、当社取締役会が、大量買付行為について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認め、かつ、対抗措置発動の必要性・相当性があると判断した場合当該買付行為に対する本対応策に基づく対抗措置を発動するかの可否について株主の皆様意思を確認するため、株主総会を招集するものとします。大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の例として以下 (a) から (g) が想定されますが、これらに限られるものではありません。

- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）である場合
- (b) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等を大量買付者またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っている場合
- (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大量買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っている場合
- (d) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っている場合
- (e) 強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の全株式等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の売買を行うことをいいます。）等、株主に当社の株式等の売却を事実上、強要するおそれがある買付けの場合
- (f) 買付条件（対価の種類、価額、当該金額の算定根拠、当該取得の時期及び方法などの買付条件の具体的内容、違法性の有無ならびに実現の可能性等）が、当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付けの場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の顧客、従業員、取引先、その他の利害関係者との関係が損なわれることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがある場合



なお、本対応策においては、上記の場合を含め、買収提案の内容が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあるものであることを理由として対抗措置を発動するためには、大量買付者が本対応策に定める手続を遵守しなかった場合を除き、必ず、株主総会による承認を得ることが必要であることから、取締役会の恣意的な判断による対抗措置の発動を防止する仕組みが確保されています。

#### ⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

上記⑤または⑥において、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### (2) 対抗措置の具体的内容

本対応策における当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもありますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙2の「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大量買付者が大量買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### (3) 本対応策の有効期限、廃止及び変更

本対応策の有効期限は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、平成27年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで延長されるものとします。

ただし、係る有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本対応策を修正または変更する場合があります。

当社は、本対応策が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除きます）及び変更の内容について、適切に情報開示を行います。

#### IV 本対応策が基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は以下の理由から、本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### 1. 本対応策の合理性

###### (1) 「買収防衛策に関する指針」、「買収防衛策の在り方」を踏まえていること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）に準拠し、かつ、平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも十分配慮したものとなっています。

###### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、上記Ⅲ. 1. に記載のとおり、当社株式等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

###### (3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本定時株主総会の終結以降の本対応策の導入につきましては、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件といたします。本定時株主総会において株主の皆様にご承認されない場合には本対応策は廃止されます。また、本対応策は有効期限を3年間とするサンセット条項が付されており、有効期限の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本対応策を廃止する決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い廃止されるものとします。さらに、対抗措置の発動の是非に関して株主総会が開催される場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされており、従いまして、本対応策の導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

###### (4) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本対応策における対抗措置は、上記Ⅲ. 2. に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的かつ客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

###### (5) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (3)に記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が1年のため、本対応策はスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 2. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本対応策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策の導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本対応策がその導入時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述のⅢ. 2. に記載のとおり、大量買付者が本対応策を遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当りの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大量買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記Ⅲ. 2. (1)⑦に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、大量買付者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、大量買付者以外の株主の皆様におかれては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以上

当社の大株主の状況（平成24年3月31日現在）

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
横田 誠	2,102	10.39
横田 大輔	1,522	7.52
立花証券株式会社	1,185	5.86
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY (CAYMAN) LIMITED	861	4.25
株式会社みずほ銀行	685	3.38
株式会社りそな銀行	675	3.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	507	2.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	432	2.13
第一生命保険株式会社	345	1.70
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	269	1.33

※1 上記以外に、当社が自己株式6,160,927株を保有しております。

※2 EFFISSIMO CAPITAL MANAGEMENT PTE LTDより、平成23年6月22日付（報告義務発生日 平成23年6月16日）で大量保有報告書（変更報告書）が提出されており、その写しを受領しております。同報告書には、EFFISSIMO CAPITAL MANAGEMENT PTE LTDの保有株券等の数は2,519,200株、株券等保有割合は12.45%との記載がされておりますが、当社として所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

以上

## 【別紙2】

### 新株予約権無償割当ての概要

#### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除きます。）を減じた数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

#### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

#### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

#### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

#### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

#### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>11</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>12</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

## 10. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

<sup>11</sup> 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

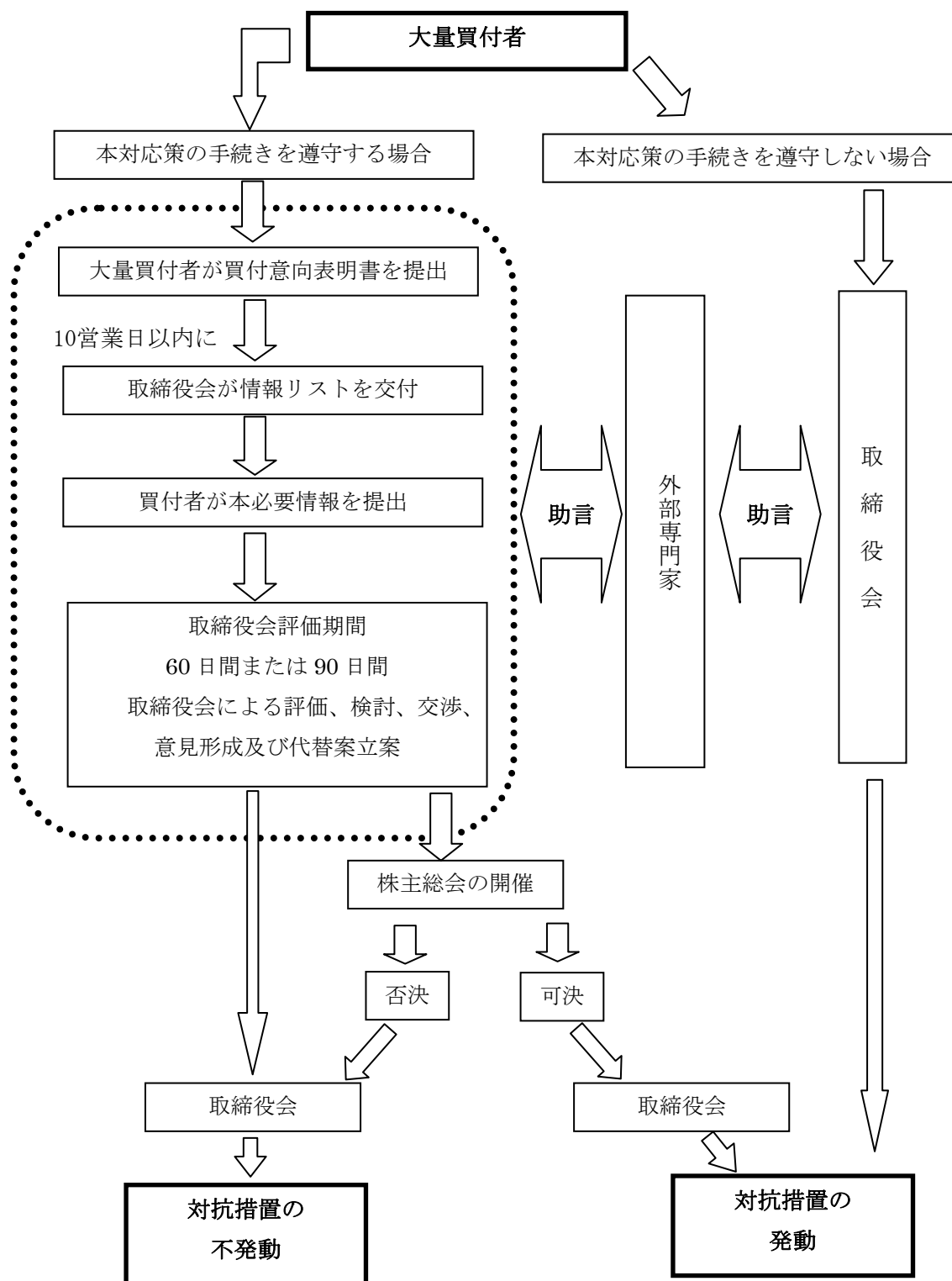
<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以上

本対応策の手続に関するフロー図

※ このフロー図は本対応策の概要を示したものです。本対応策の詳細については本文をご参照ください。



以上